

やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち

渋川市総合計画

後期基本計画



群馬県渋川市



やすらぎとふれあいに満ちた “ほっと”なまち「渋川市」

新渋川市の誕生に伴い、合併後のまちづくりの基本方針を示す「新市建設計画」を踏まえ、平成20年度を初年度とする10年間のまちづくりの指針である渋川市総合計画を策定し、各施策に取り組んで参りました。

このたび、総合計画前期基本計画が終了することに伴い、前期基本計画を継続するとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、基本計画の見直しを行い、厳しい財政状況を考慮した実効性のある計画となるよう、「後期基本計画」を策定いたしました。

この計画は、渋川市総合計画の目標年度である平成29年度までの基本的な施策の方向を示したもので、市の将来像である「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」の実現に向けた計画であります。

後期基本計画で取り組むべき内容として、「観光ネットワークの創出」、「中心市街地の活性化」、「道路・橋りょう整備の推進」という3つの重点プロジェクトに加え、人口減少問題や渋川総合病院の再編統合に対応し、スポーツの振興により、市民の健康づくりや子どものスポーツ機会の充実などを図るため、「人口減少対策の推進」、「地域医療の充実」、「スポーツの振興による地域活性化」の3つの施策を新たに重点基本施策として設定いたしました。

今後も、本計画を市政推進の基本として位置づけ、市民の皆様と協働して各施策を推進して参りたいと考えておりますので、格別のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、関係各方面の皆様、心よりお礼申し上げますとともに、計画の推進にあたりましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます、あいさついたします。

平成25年3月

渋川市長 阿久津貞司

目次

後期基本計画

| | |
|----------------------------|----|
| 前期基本計画の検証 | 6 |
| 後期基本計画の計画フレーム | 7 |
| 後期基本計画期間の重点基本施策 | 9 |
| 後期基本計画の体系 | 10 |
| 基本計画の構成 | 11 |
| 1 道路・公共交通などの都市基盤整備 | 13 |
| 第1節 連携を強化する道路・橋りよの整備 | 14 |
| 第2節 生活に身近な道路の整備 | 16 |
| 第3節 公共交通体系の確立 | 18 |
| 第4節 良好な市街地の形成 | 20 |
| 2 自然環境の保全 | 23 |
| 第1節 環境対策の推進 | 24 |
| 第2節 ごみの減量化・再利用 | 26 |
| 第3節 自然の保全と計画的な土地利用 | 28 |
| 第4節 河川の保全・活用 | 30 |
| 第5節 景観の形成・保全 | 32 |
| 3 生活環境の充実 | 35 |
| 第1節 安定した水の供給 | 36 |
| 第2節 汚水処理の充実 | 38 |
| 第3節 消防力の強化 | 40 |
| 第4節 防災機能の強化 | 42 |
| 第5節 交通安全対策の推進 | 44 |
| 第6節 定住環境の充実 | 46 |
| 第7節 市街地のバリアフリー化促進 | 48 |
| 第8節 防犯体制の整備・充実 | 50 |
| 第9節 消費者生活の充実 | 52 |
| 第10節 公園の整備 | 54 |
| 4 健康・福祉の充実 | 57 |
| 第1節 健康づくりの推進 | 58 |
| 第2節 医療体制の充実 | 60 |
| 第3節 地域福祉の充実 | 62 |
| 第4節 子育て環境の充実 | 64 |
| 第5節 高齢者福祉の充実 | 66 |
| 第6節 障害者（児）福祉の充実 | 68 |
| 第7節 介護保険の充実 | 70 |
| 第8節 国民健康保険の円滑な運営と国民年金制度の推進 | 72 |
| 5 教育・文化・スポーツの振興 | 75 |
| 第1節 幼児教育・学校教育の充実 | 76 |
| 第2節 幼児教育・学校教育施設の充実 | 78 |

| | | |
|----------|------------------------|------------|
| 第3節 | 青少年の健全育成 | 80 |
| 第4節 | 生涯学習の充実 | 82 |
| 第5節 | 地域文化の振興 | 84 |
| 第6節 | スポーツ・レクリエーションの振興 | 86 |
| 6 | 産業の振興・活性化 | 89 |
| 第1節 | 農林業の振興 | 90 |
| 第2節 | 工業の振興 | 92 |
| 第3節 | 商業の振興 | 94 |
| 第4節 | 観光資源の連携強化 | 96 |
| 第5節 | 新たな観光資源の開発 | 98 |
| 第6節 | 勤労者対策の充実 | 100 |
| 7 | コミュニティ・市民参加の充実 | 103 |
| 第1節 | 市民と行政との協働体制の確立 | 104 |
| 第2節 | 交流連携の強化と国際交流の推進 | 106 |
| 第3節 | 男女共同参画の推進 | 108 |
| 第4節 | 人権意識の向上・平和な社会の推進 | 110 |
| 8 | 効率的な行財政運営 | 113 |
| 第1節 | 広報広聴の充実 | 114 |
| 第2節 | 情報公開の推進・個人情報保護の推進 | 116 |
| 第3節 | 情報化の推進 | 118 |
| 第4節 | 健全な行財政運営 | 120 |
| 第5節 | 広域行政の推進 | 122 |
| | 地区の特性を活かしたまちづくり | 125 |
| | 洪川地区 | 126 |
| | 伊香保地区 | 127 |
| | 小野上地区 | 128 |
| | 子持地区 | 129 |
| | 赤城地区 | 130 |
| | 北橘地区 | 131 |
| | 代表的な主要事業 | 133 |
| 1 | 道路・公共交通などの都市基盤整備 | 135 |
| 2 | 自然環境の保全 | 136 |
| 3 | 生活環境の充実 | 136 |
| 4 | 健康・福祉の充実 | 138 |
| 5 | 教育・文化・スポーツの振興 | 139 |
| 6 | 産業の振興・活性化 | 140 |
| 7 | コミュニティ・市民参加の充実 | 141 |
| 8 | 効率的な行財政運営 | 142 |
| | 資料編 | 143 |

後期基本計画

前期基本計画の検証

後期基本計画を策定するために、前期基本計画での総合的な取り組みについて検証を行いました。この結果は後期基本計画の取り組みに活かしていくものです。

前期基本計画での総合的な取り組みの検証

各分野別計画の策定と推進

総合計画を推進するために各分野別の計画を策定するとともに、それぞれの計画を推進してきました。

旧市町村からの事業の継続と未調整事項の調整

旧市町村からの主要事業を継続して実施するとともに、未調整事項についての調整を実施してきました。

総合計画重点プロジェクトの推進

新市の一体感の醸成のため、総合計画の3つの重点プロジェクトを推進してきました。後期基本計画でも重点プロジェクトとして推進していきます。

後期基本計画の計画フレーム

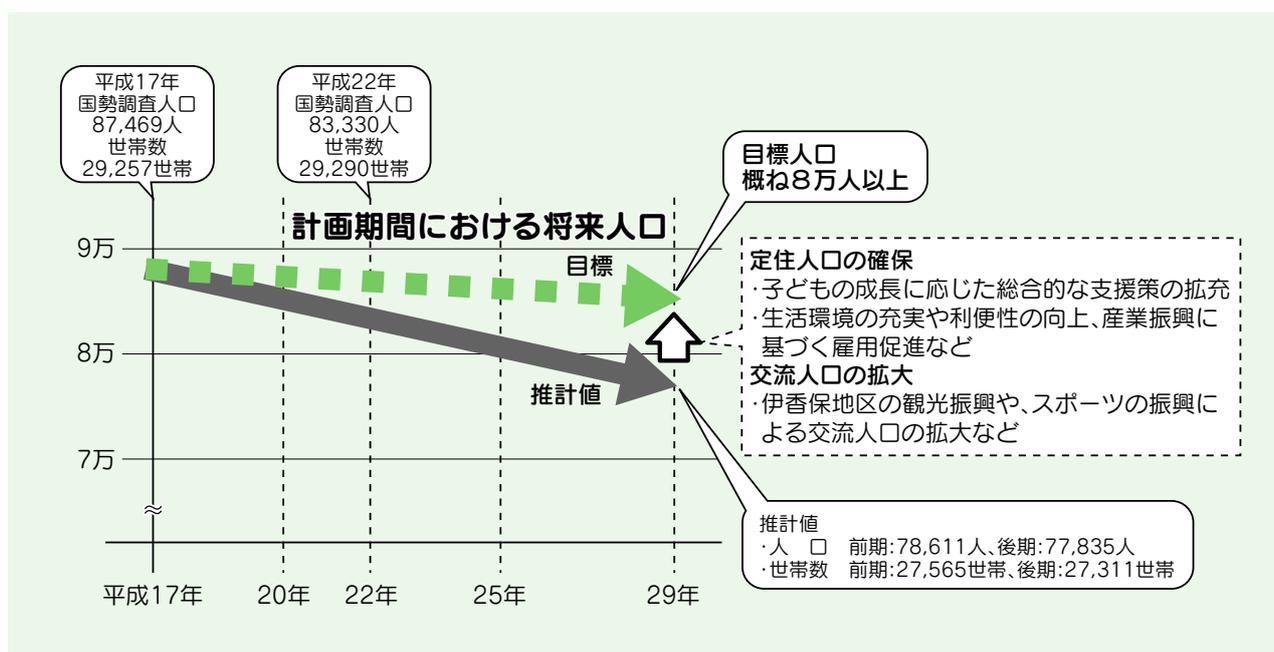
(1) 人口と世帯

わが国全体が人口減少社会、少子高齢化社会に移行しつつあるなかで、本市の平成22年度の人口は、国勢調査人口では、総合計画の目標値を下回ったものの、住民基本台帳人口は、ほぼ総合計画の目標値と同様に推移しています。世帯数については、核家族化の進行などにより、合併前とほぼ同数で推移しています。

しかしながら、その後、人口減少の割合が推計を上回るペースで推移しているため、本市の将来推計人口は、前期基本計画の推計値を800人ほど下回る77,835人と推計されます。

このような情勢の中、前期基本計画に引き続き、子どもの成長に応じた総合的な支援策の拡充、生活環境の充実や生活利便性の向上、産業振興に基づく雇用促進などに、なお一層積極的に取り組むことにより、本市に住みたい、住み続けたいと思う定住人口の確保を目指します。

併せて、活力あるまちづくりを進めるため、伊香保地区の観光振興や、スポーツの振興を軸にして、本市の特性を最大限に活かした交流人口の拡大を目指し、平成29年の目標人口を概ね8万人以上とします。



(2) 土地利用

本市の人口は減少傾向にあります。中心市街地にも人口の減少が見られ、都市の空洞化が懸念される一方、用途地域外での人口増加など、都市の拡散も進んでいます。

このため、公共施設や都市機能の効率的な利用が可能となるよう、市街地の拡大を抑制するとともに、散在的で非効率な土地の利用が進行しないよう、適正に誘導していきます。

また、豊かな自然を保全し、良好な住環境の形成や、産業発展、活力を維持するため、長期的な視野に立ち、都市計画マスタープランに基づいた総合的で、計画的な土地利用を図ります。

(3) 財政

本市の歳入歳出見込みは、今後も厳しい財政状況が続くことが想定される中で、歳入面では、
 税収の見通しや、国の動向などを、歳出面では、行政改革による人件費の削減や高齢化の進行
 などを考慮すると、本市の平成29年度の財政規模は、概ね300億円と推計され、前期基本計
 画の推計額に比べ1億円ほど減少する見込みです。

平成29年度の推計額で、前期基本計画と後期基本計画を比較すると、歳入面では、景気の
 低迷により市税が減少し、歳出面では、高齢化の進行や雇用の悪化などにより扶助費が拡大し、
 義務的経費の割合が上昇する傾向にあります。

今後も、普通交付税の縮減などにより歳入の増加が見込めない中で、自主財源の確保や事業
 の見直し、地方債の発行抑制など、歳入歳出の両面にわたる行財政改革を推進し、弾力性のある
 計画的で持続可能な財政運営を図っていきます。

■財政見通し

※下表では現行制度を前提とし、地方交付税の縮減をはじめとした地方財政制度の見直し
 を考慮するとともに、人口減少や高齢化の進行などに関する将来推計値に基づき推計した
 ものです。

歳入

(単位：百万円)

| 項目 | 平成24年度 (予算額) | 平成25年度 (推計額) | 平成29年度 (前期基本計画) | 平成29年度 (後期基本計画) | 平成29年度 前期との乖離 |
|--------|-----------------|-----------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 市税 | 10,453 | 10,453 | 12,003 | 10,453 | △1,550 |
| 交付金 | 1,102 | 1,102 | 1,436 | 1,102 | △334 |
| 地方交付税 | 8,580 | 8,805 | 6,792 | 7,776 | 984 |
| 国・県支出金 | 5,217 | 5,217 | 3,981 | 5,187 | 1,206 |
| 市債 | 3,763 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 0 |
| その他 | 4,621 | 3,031 | 3,453 | 3,046 | △407 |
| 合計 | 33,736 | 31,108 | 30,165 | 30,064 | △101 |

歳出

| 項目 | 平成24年度 (予算額) | 平成25年度 (推計額) | 平成29年度 (前期基本計画) | 平成29年度 (後期基本計画) | 平成29年度 前期との乖離 |
|---------|-----------------|-----------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 人件費 | 6,004 | 5,916 | 5,393 | 5,558 | 165 |
| 扶助費 | 5,872 | 5,919 | 4,290 | 6,108 | 1,818 |
| 補助費など | 3,367 | 3,235 | 4,200 | 3,497 | △703 |
| 公債費 | 3,171 | 3,334 | 3,985 | 3,674 | △311 |
| 普通建設事業費 | 4,531 | 1,888 | 3,197 | 863 | △2,334 |
| その他 | 10,791 | 10,816 | 9,100 | 10,364 | 1,264 |
| 合計 | 33,736 | 31,108 | 30,165 | 30,064 | △101 |

用語解説

○市税 市民税、固定資産税など、市民や市内に事業所を持つ法人などから納めていただく税金 ○交付金 国や都道府県が徴収した税の全部または一部が地方公共団体に配分されるお金 ○地方交付税 国税のうち、全ての地方公共団体が一定水準のサービスを提供できるように交付されるお金 ○国・県支出金 市が行う特定の仕事に対して、国や県から交付されるお金 ○市債 市が、多額の費用がかかる事業を実施するため国や銀行などから借り入れるお金 ○人件費 市長、議員のほか市の一般職員に支給される給料や各種手当 ○扶助費 生活保護費や児童手当などの支給や、地方公共団体が単独で行う各種扶助のためのお金 ○補助費など 各種団体に対する助成金や一部事務組合に対する負担金 ○公債費 市が借り入れた資金の、元金・利子償還に必要なお金 ○普通建設事業費 道路、橋、学校、公園などの整備・建設や土地の取得に必要なお金

後期基本計画期間の重点基本施策

前期基本計画の検証結果を活かしつつ、総合計画の基本構想を実現させるために、後期基本計画期間に特に取り組むべき3つの施策を重点基本施策として推進していきます。

後期基本計画期間の重点基本施策

人口減少対策の推進

人口減少問題に総合的に対応する

人口減少問題に総合的に対応するため、効果的な施策、事業の展開を推進します。

地域医療の充実

北毛地区の中核医療機関を整備する

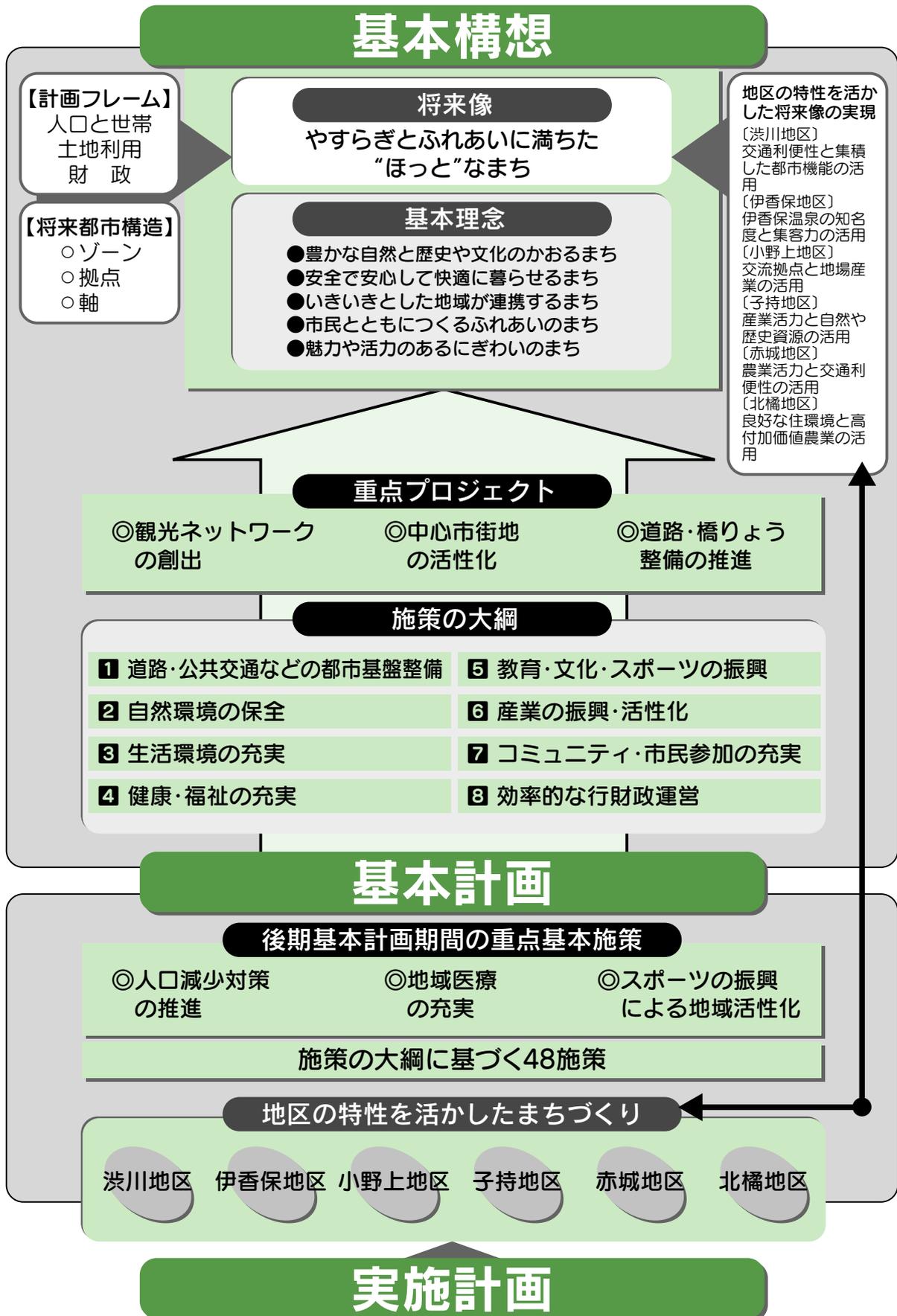
西群馬病院と渋川総合病院の再編統合により、北毛地区の中核となる医療機関を整備するとともに、地域医療機関の連携を図り、地域医療の充実を推進します。

スポーツの振興による地域活性化

スポーツ振興地域活性化構想を推進する

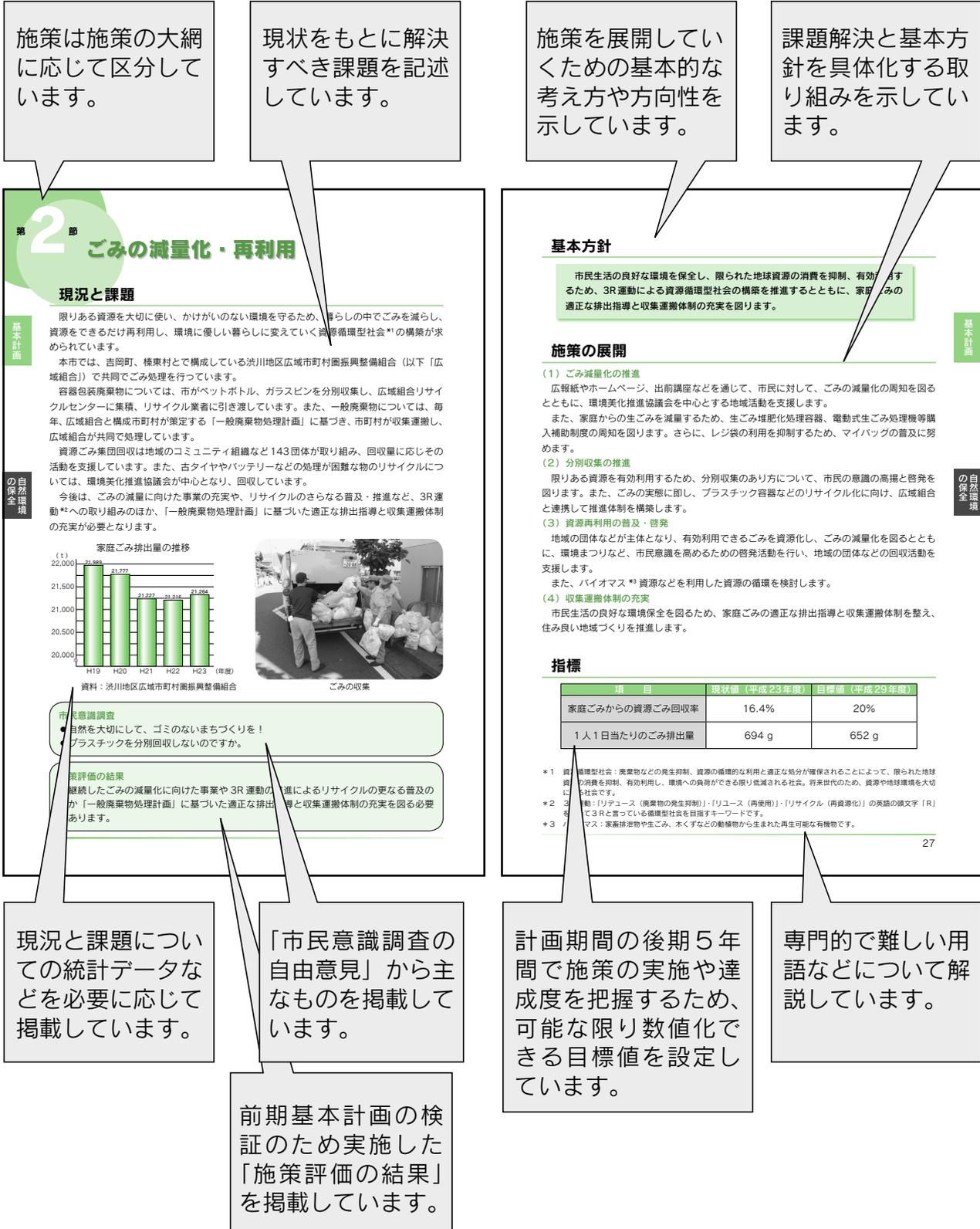
スポーツの振興により、市民の健康づくりの推進と、子どものスポーツ機会の充実を図ります。また、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域コミュニティの構築を推進します。

《後期基本計画の体系》



《基本計画の構成》

見開き2頁にわたり分野ごとに以下の構成に沿って記述しています。



1

道路・公共交通などの都市基盤整備

第1節 連携を強化する道路・橋りょうの整備

- (1) 広域的な道路の整備
- (2) 都市計画道路の整備
- (3) 橋りょうの整備

第2節 生活に身近な道路の整備

- (1) 道路改良の推進
- (2) 生活道路整備の推進
- (3) 道路維持管理の充実
- (4) 橋りょうの長寿命化の推進

第3節 公共交通体系の確立

- (1) 鉄道利便性の向上
- (2) バス路線の充実
- (3) 交通機関などの連携強化

第4節 良好な市街地の形成

- (1) 市街地整備の推進
- (2) 土地区画整理事業の推進

連携を強化する道路・橋りょうの整備

現況と課題

自家用車をはじめ、多様な交通手段の普及に伴い、人々の生活行動の範囲は拡大し、高速道路や国道、県道バイパスなどの広域的な幹線道路網の充実がますます重要となってきています。

本市は、関越自動車道、JR上越線、吾妻線などの広域交通網は整備されていますが、インターチェンジや駅に接続する国道・県道などの幹線道路の渋滞が目立ち、また、都市内道路の骨格となる都市計画道路*1は決定当時から数十年経過して未着手の路線も多くあります。

また、地区相互間の連携や一体性確立に向けて、平成19年度に定めた橋りょうの整備方針に基づき、新たな橋りょうの整備を進めています。

このような状況を踏まえ、円滑な交通流動の確保と市域の一体的なネットワークの形成を図るため、関係機関との調整を含めた要望活動を推進するとともに、都市計画道路網については、その必要性、妥当性を検証し、適切な見直しを進める必要があります。



(主) 渋川東吾妻線(都) 中村上郷線

施策評価の結果

都市計画道路の整備については、都市計画道路網の見直しを含めて事業の推進を図る必要があります。橋りょうの整備についても、本市の一体性の確立と地区間の連携の拡大に向けて、総合計画の重点プロジェクト「道路・橋りょう整備の推進」を進めていく必要があります。

基本方針

各地区の連携を強化し、交通渋滞の緩和や利便性の向上を図るため、幹線道路網の整備を行うほか、河川で分断されている本市の地形的特性を踏まえ、新たな橋りょうの整備を推進します。

施策の展開

(1) 広域的な道路の整備

上信自動車道と主要地方道高崎渋川線バイパスの整備を促進するとともに、国道17号綾戸バイパスや（仮称）国道353号樽バイパスについても国・県に対して整備を要望し、広域的な道路の整備を図っていきます。

(2) 都市計画道路の整備

都市計画決定路線については、県から示された「都市計画道路の見直しガイドライン*2」に基づき、機能的な道路体系の確立を図るため、市街化の動向や将来の土地利用のあり方を踏まえながら、見直しを行い、必要な道路の整備を推進します。

(3) 橋りょうの整備

市内の一体的なネットワークの形成や各地区間のアクセスの向上を図り、将来道路網構想を実現するため、平成19年度に定めた橋りょうの整備方針に基づいて、新たな橋りょうの整備を推進します。

橋りょうの整備方針において市を事業主体としている3橋のうち、赤城町敷島～中郷間の整備を行い、他の2橋についても、北部地域の土地利用及び地域の振興や活性化を図るために、財政状況などを踏まえて整備検討を行います。

また、国・県を事業主体としている3橋については、国・県に対して引き続き整備実現化に向けて要望をしていきます。

指標

| 項目 | 現状値（平成23年度） | 目標値（平成29年度） |
|-------------|-------------|-------------|
| 都市計画道路の整備延長 | 16.6 km | 17.7 km |

*1 都市計画道路：健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路です。

*2 都市計画道路の見直しガイドライン：都市計画道路の必要性和妥当性を改めて検証し、適切に都市計画道路の変更や廃止などの見直しを行うための県が定めた指針です。

生活に身近な道路の整備

現況と課題

道路は日常の生活や経済活動を支える重要な機能を持ち、市民生活を営むために欠くことのできないものです。

平成22年度末における市道実延長は、1,972.5kmで、その改良率は、各地区で差がありますが、全体としては44.3%となっており、県内市町村の平均47.1%と比較し、やや低い状況です。

補助幹線道路*1としての役割を果たす市道では、道幅が狭い箇所が多いため、交通量の増大に伴う渋滞を引き起こしており、緊急車両の通行などに支障をきたしています。さらに、既設道路の老朽化は事故を引き起こす要因になっています。

既設橋りょうについても老朽化が進んでおり、今後架け替えや修繕が集中的に発生することが予想されます。

このようなことから、計画的な生活道路の整備や、道路拡幅などの改良や舗装、路盤を含めた改修を進める必要があります。

また、市民の安全で安心な生活を支えるため、道路の異常箇所を早期に発見し、速やかに事故防止対策を図ることができるよう、定期的な道路パトロール体制を充実する必要があります。

既存橋りょうについても効率的・効果的な修繕を計画的に実施していく必要があります。



市道吹屋原浅田線〈道路改良前〉



市道吹屋原浅田線〈道路改良後〉

市民意識調査

新たな道路は歩道が整備されているが、旧道路は整備が遅れている。高齢者など歩行者が危ない目にあっているので、急いで整備をしてほしい。

施策評価の結果

道路整備については、整備する路線の優先順位付けを行うなど、より効果的な事業実施を行っていく必要があります。また、道路の維持管理においては、地域の協力を得て、除草や側溝清掃など地域でできることは地域で実施していただくことも必要です。橋りょうについては、長寿命化を図るため、計画的な維持補修を行う必要があります。

基本方針

生活に身近な道路の整備を進めるとともに、道路・橋りょうの維持管理を推進します。

施策の展開

(1) 道路改良の推進

幹線道路と生活道路をつなぐ、補助幹線道路として地域内で根幹的な役割を果たす市道では、接続性や安全性の向上を図るため、道路改良や路面改修を推進します。

(2) 生活道路整備の推進

日常生活や緊急時の円滑な移動性の確保と、災害時における避難路としての機能を備えた生活道路の整備を、「道路整備優先度設定指針」による優先度に基づき、計画的に推進します。

(3) 道路維持管理の充実

道路パトロールの強化を図り、道路状況の的確な把握に努め、事故防止などへの迅速な対応とともに、地域における道路愛護活動の推進を積極的に呼びかけます。

(4) 橋りょうの長寿命化の推進

今後増大する既存橋りょうの架け替えや修繕による経費を平準化するため、「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕を行います。

指標

| 項目 | 現状値（平成23年度） | 目標値（平成29年度） |
|-----------------|-------------|-------------|
| 道路改良率 | 44.4% | 46% |
| 長寿命化修繕実施済み橋りょう数 | 2橋 | 14橋 |

* 1 補助幹線道路：幹線道路は都市の拠点間をつなぎ、交通のネットワークを形成する道路で、補助幹線道路は幹線道路を補い地域内の良好な環境を整えるための道路です。

公共交通体系の確立

現況と課題

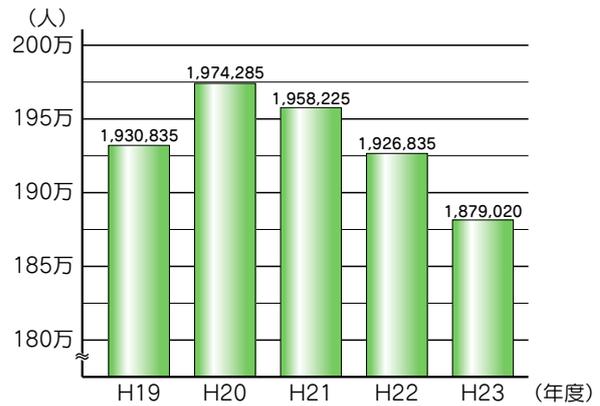
鉄道や路線バスなどの公共交通は、各地区間を結ぶ交通手段として市民の活動範囲を広げ、地区間交流と連携を進める上で重要な役割を担い、交通渋滞の解消や環境への負荷が少ない交通手段として、その活用が見直されています。

本市の鉄道は、JR上越線と吾妻線の2路線で市内に8駅がありますが、鉄道の利用状況は若干の減少傾向にあり、平成23年度では、1日あたりのJR線乗車人員は約5,100人となっています。

また、乗合バスについては、民間バス会社が運行する路線が4路線、市が運行する路線が20路線の計24路線が運行し、うち12路線はJR渋川駅の発着となっていて、渋川地区を中心に、概ね放射状の路線となっています。これまでバス路線の延長、運行時刻の変更など乗合バスの利便性向上に努めてきましたが、高齢者の運転免許保有者の増加や少子化などの影響により、バス利用者は著しく減少しています。

このような状況を踏まえ、鉄道を利用する人の利便性向上を図るため、駅周辺整備の検討などを行うとともに、乗合バスの充実に向け、高齢者や子どもなどのいわゆる交通弱者に配慮しながら、引き続き鉄道などのダイヤ改正や公共施設の利用時間に合わせた、乗合バスの運行時刻の調整や運行経費の削減や効果的で効率的な乗合バス運行に努める必要があります。

市内JR駅の年間乗車人員の推移



資料：JR東日本高崎支社

市民意識調査

- 運転免許を持たない高齢者のために、無料バス（市内無料）を巡回し、市内どこでも行けるようにしてほしい。
- 渋川市が合併し、それぞれの旧町村へのアクセスが少しずつ改善されてきたように思います。しかし、交通弱者のための手段がまだまだ充実していないようです。郊外の大きな店に格安で行けるような交通手段を考えてほしい。
- 渋川は、交通が不便で料金も高い。これから、高齢者も増えるだろうし、車に乗れない人、乗らない人、障害者もいる。特に明保野地区は、福祉施設や長期療養中の病院入院患者さんも多く居る。その人たちのためにも、伊香保温泉に運ぶだけではない、各病院や施設を周れるようなバス路線を考えてほしいし、料金も100円位で乗れるよう設定してほしい。

施策評価の結果

人口の減少から乗合バスの利用者が年々減少しており、効率的な運行の見直しや観光との連携により利用者の増加を図る必要があります。高齢者などの交通弱者対策としての公共交通サービスを継続していく必要があります。

基本方針

多様な交流を生み、にぎわいあふれるまちを目指し、便利に移動できる公共交通網の整備を推進します。

施策の展開

(1) 鉄道利便性の向上

鉄道の利用促進、地域の活性化が図れるよう、渋川・吾妻地域在来線活性化協議会*1と連携を図り、利用状況の調査や研究を行います。

また、鉄道利用者の利便性向上を図るため、駅周辺整備についての調査検討を行います。

(2) バス路線の充実

高齢者や子どもなどの交通弱者や利用者ニーズを考慮して、公共交通空白地域や公共施設・病院・商業施設・観光施設などへの接続性の充実のため、バス路線の見直しや新たな運行方式の検討を行います。

また、既存バス交通の活性化推進のため、広報活動、停留所の整備、高齢者に対する利用料割引などを継続して行います。

(3) 交通機関などの連携強化

交通機関相互の接続や公共施設の開設時間を考慮した運行時刻の見直しを図り、連携強化を促進します。

指標

| 項目 | 現状値（平成23年度） | 目標値（平成29年度） |
|----------|-------------|-------------|
| JR線乗車人員 | 1,879,020人 | 1,978,000人 |
| 乗合バス利用者数 | 228,386人 | 345,000人 |

*1 渋川・吾妻地域在来線活性化協議会：渋川・吾妻地域のJR上越線と吾妻線の活性化を推進し、両圏域の振興発展を図ることを目的に、渋川市、吾妻郡の7市町村で構成された協議会です。

良好な市街地の形成

現況と課題

商業を取り巻く環境の変化、市街地の人口の減少と高齢化などを背景に、中心市街地や既成市街地の衰退・空洞化という問題が深刻化してきています。また、人口減少、少子高齢化時代への対応として、都市機能を小さなエリアに集中させ、多くの人にとって暮らしやすい都市の形（コンパクト・シティ*1）の実現に向けた取り組みが全国各地で進められています。

本市の中心的商業地域であった、渋川地区の四ツ角周辺地域も同様な課題を抱えていますが、これまで、市街地整備として、土地区画整理事業を進めてきました。渋川地区では、3か所の地区で合計約69haを市施行で実施してきましたが、渋川地区のD I D区域*2に対する整備率は11.9%となっており、県平均の整備率22.7%と比較し低い状況です。

中心市街地や各地区の既成市街地は、今後も地域経済の発展や豊かな生活の実現に大切な役割が期待されていることから、時代のニーズに対応した地域コミュニティの中心として再生することが強く求められています。

このため、四ツ角周辺地区では、引き続き土地区画整理事業を進め、その他の既成市街地では、地域住民の理解と協力を得て、各地区の特性に応じたまちづくりの将来目標を設定、検討し、土地区画整理事業に限らず、多様な事業を組み合わせる個性ある良好な市街地の形成を目指す必要があります。

渋川地区の土地区画整理事業

| 地区名 | 面積 (ha) | 事業年度 |
|---------|---------|-----------------|
| 駅前地区 | 22.0 | 昭和39～ 昭和61年度 |
| 東部地区 | 37.9 | 昭和44～ 平成28年度 |
| 四ツ角周辺地区 | 9.1 | 平成元～ 平成31年度 |



新町交差点(東部地区)から四ツ角交差点(四ツ角地区)を望む

施策評価の結果

引き続き良好な市街地の形成を図るため整備を推進していく必要があります。整備手法については、土地区画整理事業に限らず、より短期間で完了できる整備手法を検討する必要があります。なお、現在進めている四ツ角周辺土地区画整理事業については、計画どおり推進していきます。

基本方針

良好な市街地を形成するため、都市基盤と宅地の一体的な整備や、密集した市街地の改善を進めます。

施策の展開

(1) 市街地整備の推進

個性ある良好な市街地整備に向け、都市計画マスタープランに基づき、良好な市街地形成を目指します。

(2) 土地区画整理事業の推進

整備を進めている四ツ角周辺土地区画整理事業の現計画期間中の完了を目指します。

また、中心市街地や既成市街地の再生を効果的に進めるため、土地区画整理事業に限らず、より短期間で完了できる整備手法についても検討します。

指標

| 項目 | 現状値（平成23年度） | 目標値（平成29年度） |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 四ツ角周辺土地区画整理事業の 事業費ベースでの進捗率 | 93.8% | 99.9% |

- * 1 コンパクトシティ：高齢者をはじめ、多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能が小さな区域に集中し、歩くことのできる範囲で、生活を完結できる、効率的で環境負荷が低い街のことです。
- * 2 DID区域：人口集中地区ともいい、人口密度の高い地域（1km²当たり4,000人以上）がたがいに隣接して、人口が5,000人以上となる地域です。都市的區域と農村的區域の分けや、狭義の都市としての市街地の規模を示します。

2

自然環境の保全

第1節 環境対策の推進

- (1) 環境基本計画の推進
- (2) 地球温暖化対策実行計画の推進
- (3) 環境調査の充実
- (4) 環境保全への意識啓発
- (5) 放射能汚染対策の推進

第2節 ごみの減量化・再利用

- (1) ごみ減量化の推進
- (2) 分別収集の推進
- (3) 資源再利用の普及・啓発
- (4) 収集運搬体制の充実

第3節 自然の保全と計画的な土地利用

- (1) 自然の保全の推進
- (2) 計画的な土地利用の推進
- (3) 緑化の推進

第4節 河川の保全・活用

- (1) 河川の自然環境の保全
- (2) 治水対策の促進
- (3) 河川愛護の意識の高揚

第5節 景観の形成・保全

- (1) 自然・地形を活かした景観形成
- (2) 歴史的、文化的な景観の保全
- (3) 市街地における景観形成

環境対策の推進

現況と課題

環境問題は、廃棄物問題から地球温暖化問題まで、極めて多岐にわたり、私たち一人ひとりの社会生活に深くかかわっており、近年、環境問題は市民にとって身近な問題として認識され、市民意識調査においても重要度が高くなっています。

このように多岐にわたる環境問題を解決し、良好な環境を保全し、創造するためには、一人ひとりが環境に対する考え方や認識を改め、市民、事業者、市が協働するとともに、地域連携や世代連携が必要となります。

そのため、本市では、地域の環境保全活動の先導役となる市民を育成するため、市民環境大学やエコリーダーセミナーを開催し、環境問題に対する市民の意識の啓発を推進しています。

一方、福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射能汚染に対する市民の不安を取り除くため、継続的に放射線量を測定し、市民に迅速に情報提供するとともに、除染を行う必要があります。

その原子力や火力など、既存のエネルギーの代替エネルギーとして、また、循環型社会を構築し、地球温暖化を防止するため、渋川市地域新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの導入について検討します。

また、地域や市民の良好な環境を保全するため、大気や河川などの状況を把握するため、環境調査や監視指導體制の充実を図ります。

分別収集の推移



資料：渋川地区広域市町村圏振興整備組合



親と子の環境学習会

市民意識調査

ごみや落葉をもやさないでほしい。

施策評価の結果

環境基本計画に基づき、地球温暖化対策等、環境に配慮した取組を推進する必要があります。

また、後期基本計画において、施策に「放射能汚染対策の推進」を追加して、市民への的確な情報提供と除染活動の推進を図る必要があります。

基本方針

市民が快適な生活を送れる生活環境と自然環境の保全に努め、環境に配慮した新エネルギーに関する取組や環境問題に対する意識啓発を推進するとともに、放射能汚染に対する市民の不安を取り除くため、市民への的確な情報提供と除染活動を推進します。

施策の展開

(1) 環境基本計画の推進

「渋川市環境基本条例」に基づき、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す「環境基本計画」を推進します。

(2) 地球温暖化対策実行計画の推進

事務・事業などの行動活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、本市も一事業者・一消費者として率先して地球温暖化対策に取り組むことで、市民や事業者に対し、地球温暖化対策への取り組みについての理解と協力を求め、「地球温暖化対策実行計画」を推進します。

また、地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光、小水力、バイオマス発電といった地域特性を活かした自然エネルギーの導入を推進します。

(3) 環境調査の充実

市民が快適な生活を送れる生活環境と自然環境の保全を図るため、分析機器などの整備を図りながら、大気、水質や騒音などの的確な状況把握に努め、環境調査や各種事業場の排水、騒音、振動の規制基準遵守調査などを行います。

(4) 環境保全への意識啓発

良好な環境を保全するため、市民・事業者・行政が一体となって環境保全意識の啓発や活動への参加を推進します。

(5) 放射能汚染対策の推進

放射能汚染に伴う市民の不安を取り除くため、継続的に放射線量を測定し、市民に対し迅速かつ的確に情報提供するとともに、放射線量の高い地域については、除染を行います。

指標

| 項目 | 現状値（平成23年度） | 目標値（平成29年度） |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 市民環境大学延べ受講者数 | 763人 | 1,500人 |
| 住宅用太陽光発電システム設置件数 | 407件 | 2,000件 |
| 温室効果ガス総排出量 | 11,622,624 kg-CO ₂ | 10,809,040 kg-CO ₂ |

現況と課題

限りある資源を大切に使い、かけがいのない環境を守るため、暮らしの中でごみを減らし、資源をできるだけ再利用し、環境に優しい暮らしに変えていく資源循環型社会*1の構築が求められています。

本市では、吉岡町、榛東村とで構成している渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「広域組合」）で共同でごみ処理を行っています。

容器包装廃棄物については、市がペットボトル、ガラスビンを分別収集し、広域組合リサイクルセンターに集積、リサイクル業者に引き渡しています。また、一般廃棄物については、毎年、広域組合と構成市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」に基づき、市町村が収集運搬し、広域組合が共同で処理しています。

資源ごみ集団回収は地域のコミュニティ組織など143団体が取り組み、回収量に応じその活動を支援しています。また、古タイヤやバッテリーなどの処理が困難な物のリサイクルについては、環境美化推進協議会が中心となり、回収しています。

今後は、ごみの減量に向けた事業の充実や、リサイクルのさらなる普及・推進など、3R運動*2への取り組みのほか、「一般廃棄物処理計画」に基づいた適正な排出指導と収集運搬体制の充実が必要となります。

家庭ごみ排出量の推移



資料：渋川地区広域市町村圏振興整備組合



ごみの収集

市民意識調査

- 自然を大切にして、ゴミのないまちづくりを！
- プラスチックを分別回収しないのですか。

施策評価の結果

継続したごみの減量化に向けた事業や3R運動の推進によるリサイクルの更なる普及のほか「一般廃棄物処理計画」に基づいた適正な排出指導と収集運搬体制の充実を図る必要があります。

基本方針

市民生活の良好な環境を保全し、限られた地球資源の消費を抑制、有効利用するため、3R運動による資源循環型社会の構築を推進するとともに、家庭ごみの適正な排出指導と収集運搬体制の充実を図ります。

施策の展開

(1) ごみ減量化の推進

広報紙やホームページ、出前講座などを通じて、市民に対して、ごみの減量化の周知を図るとともに、環境美化推進協議会を中心とする地域活動を支援します。

また、家庭からの生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化処理容器、電動式生ごみ処理機等購入補助制度の周知を図ります。さらに、レジ袋の利用を抑制するため、マイバッグの普及に努めます。

(2) 分別収集の推進

限りある資源を有効利用するため、分別収集のあり方について、市民の意識の高揚と啓発を図ります。また、ごみの実態に即し、プラスチック容器などのリサイクル化に向け、広域組合と連携して推進体制を構築します。

(3) 資源再利用の普及・啓発

地域の団体などが主体となり、有効利用できるごみを資源化し、ごみの減量化を図るとともに、環境まつりなど、市民意識を高めるための啓発活動を行い、地域の団体などの回収活動を支援します。

また、バイオマス^{*3}資源などを利用した資源の循環を検討します。

(4) 収集運搬体制の充実

市民生活の良好な環境保全を図るため、家庭ごみの適正な排出指導と収集運搬体制を整え、住み良い地域づくりを推進します。

指標

| 項目 | 現状値（平成23年度） | 目標値（平成29年度） |
|----------------|-------------|-------------|
| 家庭ごみからの資源ごみ回収率 | 16.4% | 20% |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 694 g | 652 g |

*1 資源循環型社会：廃棄物などの発生抑制、資源の循環的な利用と適正な処分が確保されることによって、限られた地球資源の消費を抑制、有効利用し、環境への負荷ができる限り低減される社会。将来世代のため、資源や地球環境を大切に社会です。

*2 3R運動：「リデュース（廃棄物の発生抑制）」・「リユース（再使用）」・「リサイクル（再資源化）」の英語の頭文字「R」をとって3Rと言っている循環型社会を目指すキーワードです。

*3 バイオマス：家畜排泄物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機物です。

自然の保全と計画的な土地利用

現況と課題

基本計画

自然とのふれあいを大切にしようとする自然志向の高まりや、自然環境を保全しようとする気運が高まっているなか、豊かな緑や清らかな水辺は、私たちの生活にやすらぎと潤いをもたらす空間として、ますます重要視されてきています。

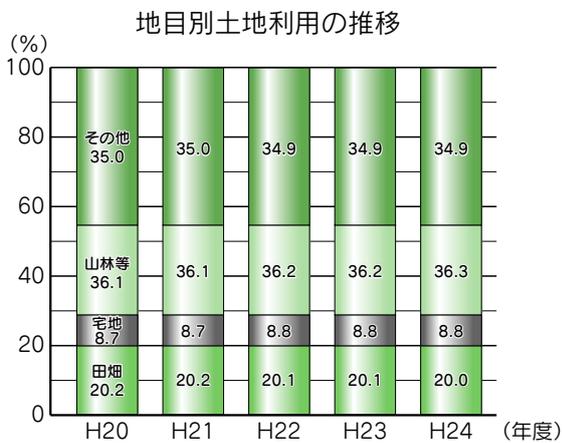
本市は、緑豊かな山々に囲まれ、赤城、榛名、子持、小野子山系の森林や、市域のほぼ中央を流れる利根川、吾妻川の水辺などには、数多くの動植物が生息し、貴重な自然を多く残しています。

しかし、様々な開発に伴い、緑地が減少し、河川の水質が悪化するなど、本市の財産である豊かな自然環境が損なわれつつあります。

このことから、豊かな自然の保全と都市の健全な発展を図り、人と自然が共生する都市を実現するために、生態系に配慮した土地利用を推進し、計画的な開発の誘導に努める必要があります。

また、自然志向の高まりを背景に、潤いのある快適な生活環境を創造し、美しい街づくりを進めるため、花いっぱい運動など、市民参加による自然環境保全活動の推進が求められています。

自然環境の保全



資料：税務課



花いっぱい運動の推進

市民意識調査

渋川市全体をきれいなまちにしていきたいと思います。緑と水のまちであることを活かしてほしい。

施策評価の結果

自然と調和した計画的な土地利用を推進するとともに、1年を通じて市内の何処かで花が見られる施策に重点を置いて、継続的に施策を進める必要があります。

基本方針

豊かな自然環境の保全と都市の健全な発展を一体的に行うため、都市計画マスタープラン*1に基づき、計画的な土地利用を推進するとともに、1年を通じて市内の何処かで花が見られるよう、市民参加による自然環境保全活動を推進します。

施策の展開

(1) 自然の保全の推進

豊かな自然資源や、それぞれの地域における地域特性などの実態を把握し、本市の土地利用方針に基づき、緑豊かな自然とのふれあいを大切にした自然環境の保全を推進します。

(2) 計画的な土地利用の推進

長期的展望に立ち、自然的土地利用と都市的土地利用との整合性のとれた土地利用の基本的な方針を立てるため、都市計画区域*2と用途地域*3の見直しを進め、都市計画マスタープランに基づいた、適正で合理的な土地利用を推進します。

(3) 緑化の推進

1年を通じて市内の何処かで花が見られるよう、市民に対する苗木の配布や花いっぱい運動、公共施設などへの植栽により、緑あふれる環境づくりを推進します。

また、各種団体が取り組む緑化事業に対して積極的な支援を行います。

指標

| 項目 | 現状値（平成23年度） | 目標値（平成29年度） |
|---------------|-------------|-------------|
| 都市計画区域・用途地域再編 | 実施中 | 完了 |

- * 1 都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2の規定に基づく計画で、土地利用や道路、公園・緑地などの整備、自然環境の保全など、望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示すものであり、今後の都市計画の見直しや都市基盤施設の整備を進める上での指針となるものです。
- * 2 都市計画区域：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域です。
- * 3 用途地域：住宅地としての生活環境を守ることや、商業・その他の業務や工業の利便の増進を図り、目的の違った土地利用ごとに、できるだけ同一の地域にまとめ、調和のとれたまちづくりをするために、新たに建物を建てる場合に守らなければならない最低限の基準を定めた地域のことです。

現況と課題

本市の河川は、市域のほぼ中央を流れる一級河川*¹の利根川や吾妻川と、これに合流する数多くの支流河川が存在し、河川の管理は、一級河川、二級河川*²、普通河川*³などの区分に応じて、国・県・市により行われています。

市では、これまで護岸整備や転落防護柵の設置など安全対策を進めてきましたが、転落防護柵の老朽化などにより安全性が危惧されている箇所があるため、安全性の確保とともに景観に配慮した整備が求められています。

また、利根川や吾妻川では、市民の憩いの場として水辺環境を活かした河川施設整備を推進し、治水面から護岸整備はほぼ完了しましたが、護岸整備や安全対策が遅れている河川、土砂災害などの危険渓流河川については、河川事業や砂防事業と連携を図りながら、環境整備も含めた治水対策が必要となります。

さらに、家庭からの生活雑排水などの流入やごみの投棄などによる河川環境の悪化が懸念されるため、污水处理施設の普及などの生活排水対策や環境保全対策を行うとともに、河川愛護の重要性と必要性を広く認識してもらうための意識啓発が必要となります。



河川清掃

施策評価の結果

河川愛護団体の活動を推奨するとともに、治水や親水対策を引き続き計画的に実施する必要があります。

基本方針

自然とのふれあいの場として、また、各地域の湧水の維持・保全をするとともに、生態系に配慮した河川の施設整備や、安全を確保するための治水対策を促進するとともに、河川愛護団体の活動を推奨し、河川美化と河川愛護の重要性と必要性に対する意識の高揚を図ります。

施策の展開

(1) 河川の自然環境の保全

河川や河川敷に残存する生物生息環境の保全を行うとともに、生態系に配慮しながら、市民の憩いの場として水辺環境を活かした潤いのある空間整備に努めます。

(2) 治水対策の促進

市街地を流れる河川については、安全性の確保と景観に配慮した転落防護柵などの整備を進めるとともに、治水面からの河川整備を行います。また、生態系に配慮した河川環境の保全、身近な親水の場の整備を推進することにより、自然と共生した空間の創出を推進します。

(3) 河川愛護の意識の高揚

河川環境の実態把握を行うとともに、河川美化と河川愛護意識の高揚を図るため、河川愛護団体などと連携し、河川清掃やごみ投棄の防止を呼びかけます。

指標

| 項目 | 現状値（平成23年度） | 目標値（平成29年度） |
|-------------------------|------------------|------------------|
| 花と緑のクリーン大作戦 団体数・作業延長 | 25団体 13,704 m | 25団体 13,704 m |

- * 1 一級河川：国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で、政令で指定したものに關わる河川で国土交通大臣が指定したものです。
- * 2 二級河川：一級河川として指定された水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに關わる河川で都道府県知事が指定したものです。
- * 3 普通河川：「河川法」に基づく指定を受けない河川を、一般に総称して普通河川と呼びます。普通河川の管理は、市町村の公共物管理条例により、市町村が行っています。

景観の形成・保全

現況と課題

本市は、東に赤城山、西に榛名山、北には子持山、小野子山と、三方が標高1,000m級の山々に抱かれた地であり、市域のほぼ中央を利根川、吾妻川が流れ、山地と河川が織り成す雄大な自然景観に恵まれています。また、伊香保温泉石段街や白井宿に代表されるような歴史的に価値のある街並みも残っており、これらは将来に残すべき貴重な景観となっています。

しかし、こうした貴重な景観が、建物の色や構造、無秩序に設置される看板などにより損なわれる恐れがあります。

こうした景観を保全するため、四ツ角周辺土地地区画整理事業において、ふるさとの顔づくりモデル事業の指定を受け、新築建物の色や構造について一定の制限を行うとともに、伊香保地区で、電線の地中化を推進し、白井宿で、通りに面していた電柱を移設するなど、統一感のある街並みづくりに取り組んでいます。

引き続き、素晴らしい景観に配慮しつつ、大切な資源を維持していく取り組みが必要であるとともに、市が独自に景観の保全や活用を行うため、平成17年度に施行された「景観法」に基づく景観行政団体*1として、これらの貴重な景観の形成・保全を図る必要があります。



早春の白井宿

市民意識調査

観光地としてまちをきれいにしてほしい。

施策評価の結果

景観に関する市の基本方針を策定し、歴史的な景観と自然環境を活かして、景観行政団体への移行も視野に入れた取り組みを推進する必要があります。

基本方針

自然の景観に恵まれた、歴史的価値のある街並みを大切な資源として捉え、今後も、その個性や美しさを高めていくため、景観に関する本市の基本方針を策定し、「景観法」に基づく景観行政団体への移行に取り組み、行政と市民が協働して景観の形成・保全を図ります。

施策の展開

(1) 自然・地形を活かした景観形成

山地と河川が織り成す雄大な自然や地形などの恵まれた自然環境を活かし、美しく豊かな「ふるさと」を感じさせるような景観形成を図ります。

また、恵まれた自然環境を活かし、市としての景観形成方針を策定し、「景観法」に基づく景観行政団体への移行に取り組み、市域の具体的な景観計画を検討します。

(2) 歴史的、文化的景観の保全

長い歴史と文化の中で育まれた子持の白井宿や伊香保の温泉街のような街並みについては、行政と市民が一体となった保存のための活動を推進し、歴史的、文化的な景観の保全を図ります。

(3) 市街地における景観形成

市街地の魅力を高めるため、緑などに配慮した都市景観の形成を推進するとともに、市民意識の啓発を図ります。また、行政と市民の協力のもと、街並みの景観整備や電線の地中化を促進します。

指標

| 項目 | 現状値（平成23年度） | 目標値（平成29年度） |
|--------------------|-------------|-------------|
| 市街地（用途地域内）における緑地面積 | 25.5 ha | 26.1 ha |
| 電柱地中化延長 | 2,158 m | 3,000 m |

* 1 景観法に基づく景観行政団体：景観行政団体の承認を受けた市町村は、景観づくりを進めるために、景観法の仕組みや支援措置などを活用して、地域の特性に応じたきめ細かな規制や誘導方策に取り組むことができます。